

土地改良施設の整備補修は 適正化事業で

土地改良施設維持管理適正化事業のすすめ



全国水土里ネット
(全国土地改良事業団体連合会)
中央土地改良管理指導センター

はじめに

急峻狭小で約 70%が森林という国土で、1 億 2 千万人を養う日本。
この豊潤で緻密な土地利用を可能にしたのが、農地に張り巡らされた農業水利施設網。

農業水利施設網は、先人達が造り上げた地域の合意形成の賜物であり、農家の共同作業によって自主的に管理されてきました。農業水利施設網は、今日的な技術に支えられながら、時代を超えて脈々と受け継がれ、農業生産だけでなく、生き物を育み、伝統文化を継承するなど様々な役割を担っており、人々の暮らしと密接に関わりを持ちながら、日本の風土に溶け込んできました。



しかし、現状をみると、基幹的水利施設の多くは、戦後から高度成長期に整備されたものであるため、老朽化が進行しており、大きな課題となっています。

こうした課題に対応し、農業水利施設を次の世代に適切に引き継いでいくためには、定期的な整備補修を適期・的確に行うことにより、施設更新までの期間を出来るだけ長くして、経済的な負担を極力抑えることが重要になります。

土地改良施設維持管理適正化事業（以下、「適正化事業」という。）は、定期的な整備補修に対する支援を通じて、農業水利施設の機能を耐用年数まで全うさせるとともに、土地改良区等施設管理者の管理意識の昂揚を図るため、昭和 52 年度に創設されました。

適正化事業は、団体営規模の小規模な施設の整備補修でも活用することができ、また、土地改良区等が負担する事業費の一部を5年（又は3年）間に分けて積み立てる仕組みのため、土地改良区等の財政負担の軽減、平準化を図ることができるなど、他の事業にはない特色を備えており、適切に活用することにより、小さな投資で大きな効果が期待できる事業となっています。

整備補修が待たれる老朽化施設



造成から10年以上経過し、運転に支障が出ており、分解補修が必要な揚水ポンプ



摩耗が著しく、目地や亀裂からの漏水が見られ通水に支障がでている水路

<適正化事業の構成>

適正化事業は、「適正化事業」、「施設改善対策事業」、「安全管理施設整備対策事業」に区分され、それぞれの内容は以下のとおりです。

| 事業名 | | 事業内容 | 事業費 | 資金造成積立期間 | 国庫補助率 | 都道府県補助率 |
|--------------|--------------|---------------------------------------|---------|----------|-------|---------|
| 適正化事業 | 適正化事業 | 機能の保持と耐用年数の確保のために定期的（概ね5年間単位）に必要な整備補修 | 200万円以上 | 5年間均等 | 30% | 30% |
| | 緊急整備補修 | 予測し得ない事故や災害の未然防止等、緊急に必要な整備補修 | | 当該年度 | | |
| 施設改善対策事業 | 施設改善対策事業 | 水田地域において高収益作物を導入し、産地形成を行うために必要となる整備補修 | 100万円以上 | 3年間均等 | | |
| 安全管理施設整備対策事業 | 安全管理施設整備対策事業 | 農業水利施設への転落防止を図る安全管理施設の整備補修 | 100万円以上 | 3年間均等 | | |
| | 緊急整備補修 | 上記、緊急に対策を講じる必要が生じた安全管理施設の整備補修 | 下限なし | 当該年度 | | |

適正化事業のポイント

- 土地改良区等が、5年（又は3年）間に分けて均等に事業費の一部を積み立てることで、管理意識の昂揚・醸成が図られ、計画的に整備を行うことができます。
- さらに、個々の土地改良区等の自主積立ではなく、全国の土地改良区等による相互扶助の仕組みとすることで、個々の財政事情に左右されることなく、造成した資金を有効に活用することができます。【自主性】
- 施設管理に関する専門的な知見を持った管理専門指導員の診断結果に基づき、計画的かつ効果的に整備補修を実施することができます。【計画性】
- 適正化事業は、国及び地方公共団体の助成が受けられます。
- 土地改良区等が負担する事業費の一部は、5年（又は3年）間に分けて均等に積み立てる仕組みとなっており、負担の平準化が図られます。
- 適期・的確に整備補修を行うことで、施設の機能保全が図られ、施設をより長く使うことができるので、小さな投資で大きな効果が期待でき、財政の負担を軽減することができます。【経済性】

目 次

| | |
|---------------------------------|----|
| 土地改良施設維持管理適正化事業とは | 4 |
| 1 土地改良施設維持管理適正化事業 | 4 |
| 2 施設改善対策事業 | 5 |
| 3 安全管理施設整備対策事業 | 5 |
| 図でみる適正化事業の仕組み | 6 |
| 適正化事業実施の例示 | 7 |
| I 整備補修 | 7 |
| 1 揚水機場 | 7 |
| 2 ダム、頭首工及び樋（水）門 | 8 |
| 3 ため池 | 9 |
| 4 用排水路 | 10 |
| 5 畑かん施設 | 11 |
| II 設備改善 | 12 |
| 1 観測用及び通信通報用設備 | 12 |
| 2 流木処理用設備等 | 13 |
| III 定期的な整備補修を必要とする数個の施設の整備補修の態様 | 14 |
| 施設改善対策事業実施の例示 | 15 |
| 安全管理施設整備対策事業実施の例示 | 15 |
| 緊急整備補修の概要 | 16 |
| 1 緊急整備補修とは | 16 |
| 2 緊急整備補修の仕組み方 | 16 |
| 3 資金拠出の方法 | 16 |
| 4 安全管理施設の緊急整備補修 | 16 |
| 適正化事業の加入から事業竣工までの流れ | 17 |

土地改良施設維持管理適正化事業とは……

適正化事業は、ポンプやモーターの分解補修、ゲート等の塗装、用排水路の浚渫、機械等の部品の交換などのように、定期的に行う必要のある施設の整備補修に対する助成制度です。

整備補修では、管理の効率化のための水門等開閉機器の自動化や安全施設の設置、さらにポンプやモーターなどの一部更新も実施することができます。

1 土地改良施設維持管理適正化事業

土地改良施設の維持管理は、本来土地改良区等の施設管理理者自らが行うべきものですが、土地改良施設の公共的機能が益々増大していることから、適正化事業による公的助成措置を講じることにより、土地改良区等施設管理者の維持管理に対する意識の昂揚・醸成を図るとともに、施設機能の保持と耐用年数の確保を図ります。

(1) 仕組み

適正化事業は、一般の補助事業とは異なり、土地改良区等が必要な整備補修事業費の30%を拠出し、これに地方公共団体の補助金30%、国の補助金30%を合わせた90%を全国土地改良事業団体連合会（以下「全国連合会」という。）が土地改良施設維持管理適正化資金（以下「適正化資金」という。）として造成するものです。

① 適正化事業を実施しようとする土地改良区等は、「適正化事業」に加入し、向こう5年の間に行う整備補修の計画を立てます。

② ①の土地改良区等は、①で計画された整備補修を行うために必要な事業費の30%を5年間均等に分割して積み立て（拠出金を拠出）ます。

③ 拠出金を拠出した①の土地改良区等は、5年の間に計画された年度に整備補修を実施しますが、その際に事業費の90%が適正化資金から交付されます。

残りの10%は自己負担となりますが、その際に、(株)日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）の農業基盤整備資金の融資を受けられます。

(2) 対象施設

団体営規模以上の土地改良事業により造成された農業水利施設（ダム、頭首工、揚水機場、樋（水）門、

ため池、水路等）。

なお、適正化事業として実施するには、その施設について都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）の診断・管理指導を受ける必要があります。（安全管理施設整備対策事業を除く。）

(3) 事業実施者

上記(2)の施設を管理している土地改良区、土地改良区連合、市町村、その他団体（以下、「土地改良区等」という。）です。

なお、土地改良区にあっては、面積等の要件があります。

(4) 事業費

1 地区当たりの事業費が200万円（安全管理施設整備対策事業にあっては100万円）以上あれば、適正化事業に加入することができます。（土地改良区（土地改良区連合を含む。）にあっては、地区面積等別途加入要件があります。）

(5) 整備補修工事の内容

(1) 整備補修

機能低下防止、機能回復等のため、おおむね5年に1回程度の頻度で行う必要のある整備補修。

(2) 設備改善

災害の未然防止、その他保安上又は設備の性能の向上等により、管理の効率化と労力節減を図るために必要とされる施設本体の附属設備の改善等。

(3) 一部更新

管理の効率化と労力節減を図るために必要となる施設（用排水機場におけるポンプ及び動力機器）の一部更新。

なお、具体的な整備補修工事の内容については、後掲（P 7）の「適正化事業実施の例示」を参照してください。

(6) 拠出金及び交付金

(1) 拠出金

土地改良区等の事業実施者は、次の算式により算出した金額を毎年地方連合会を通じて全国連合会に拠出します。

$$P = \frac{A \times 0.3}{5(3^*)年} \begin{pmatrix} P \cdots \text{毎年度の土地改良区等の拠出金} \\ A \cdots \text{適正化事業の事業費} \\ * \cdots \text{施設改善対策事業及び安全管理施設整備対策事業の場合} \end{pmatrix}$$

(2) 交付金

土地改良区等の事業実施者は、事業実施年度に全国連合会から地方連合会を通じて事業費の90%の額（内訳：国の補助金30%、県の補助金30%、土地改良区等拠出金の5年分相当額（施設改善対策事業及び安全管理施設整備対策事業にあっては3年分相当額））が交付金として交付されます。

(7) 緊急整備補修

予測し得ない事故等の発生や施設管理体制の著しい低下などの理由により、緊急に整備補修を実施する必要が生じた場合は、当該年度に整備補修できません。

詳細については、後掲（P16）「緊急整備補修の概要」を参照してください。



2 施設改善対策事業

水田地域において高収益作物を導入し、産地形成を行うために必要な土地改良施設の改善を図るため、高収益作物の導入促進に資する土地改良施設の整備補修を行うものです。

当事業は、適正化事業の一環として実施され、仕組みは、以下を除き、適正化事業と同様です。

(1) 手続き

当事業に加入するには、「土地改良施設改善計画」を策定し、都道府県知事の承認を受ける必要があります。

(2) 対象施設等

対象となる施設は、揚水機場、水路、水管理制御設備、その他必要と認められた施設で、高収益作物の導入促進に資する整備補修。

工事内容については、後掲（P15）「施設改善対策事業実施の例示」を参照してください。

(3) 拠出期間

拠出金の拠出期間は3年です。従って、向こう3年の間に施設改善工事を行うために必要な経費の一部（事業費の30%）を3年間均等に積み立て（拠出金）ます。

3 安全管理施設整備対策事業

農業水利施設への転落防止を図るため、安全管理施設の整備を行います。

また、緊急に対策を講じる必要が生じた場合は、当該年度に緊急整備補修を行うことができます。

当事業は、適正化事業の一環として実施され、仕組みは、以下を除き、適正化事業と同様です。

(1) 手続き

当事業に加入するには、市町村や学校等の団体と調整を図り、「安全管理施設整備計画」を策定し、都道府県知事の承認を受ける必要があります。

(2) 事業費と対象工事

1 地区当たりの事業費は100万円以上となります（緊急整備補修は、この限りではありません）。

対象となる工事の内容は、農業水利施設への転落事故防止等を図るためのフェンス、蓋等の整備補修。

対象工事の内容は、後掲（P15）の「安全管理施設整備対策事業の例示」を参照してください。

(3) 拠出期間

拠出金の拠出期間は3年です。従って、向こう3年の間に安全管理施設整備補修工事を行うために必要な経費の一部（事業費の30%）を3年間均等に積み立て（拠出金）ます。

図でみる適正化事業の仕組み

① 事業実施者は、管理専門指導員による施設の診断結果に基づき、地方連合会に加入申込をします。(安全管理施設整備対策事業を除く。)

なお、加入申込に先立って、施設改善対策事業にあつては、土地改良施設整備改善計画を、安全管理施設整備対策事業にあつては、安全管理施設整備計画を立てて都道府県知事の承認を受けます。

② 地方連合会は、a.事業費、b.整備補修の内容、c.工事を施行する年度を定めます。

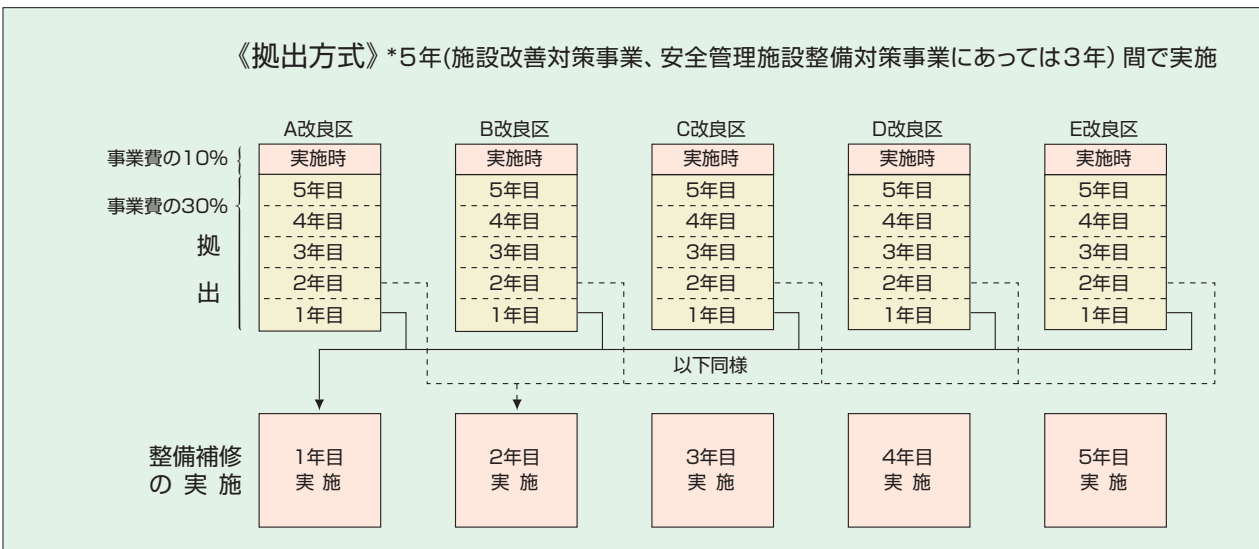
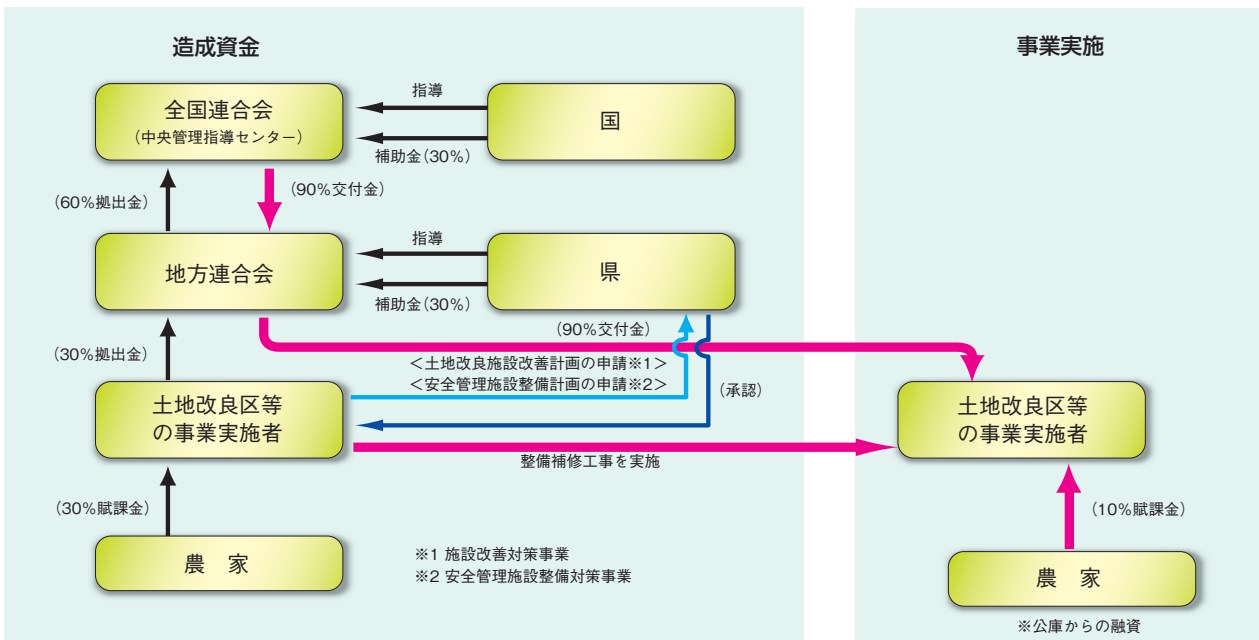
③ 事業実施者は、事業費の30%に相当する額を5年間(施設改善対策事業、安全管理施設整備対策事業

業にあつては、3年間)均等に毎年地方連合会を通じ全国連合会に拠出します。

④ 工事を施行する年度(5年間(施設改善対策事業、安全管理施設整備対策事業にあつては、3年間)の内の定められた年度)に加入事業費の90%の額が全国連合会から地方連合会を通じて事業実施者に交付されます。

残りの10%に相当する額は、事業実施者が調達することになりますが、株式会社日本政策金融公庫(沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫)の農業基盤整備資金の融資を受けられます。

●適正化事業の仕組み



適正化事業実施の例示

I 整備補修

1 揚水機場

揚水機場に設置されている揚水機、原動機及び除塵装置等の附帯施設を一体として1施設として扱います。

(態様)

- ①揚水機の分解、補修
- ②原動機の分解、補修
- ③電気系統の補修 (制御装置を含む)。

④その他

(除塵装置の塗装、補修及び観測、通信通報用施設、地盤沈下等による基礎、建屋、フェンス等の補修)

(説明)

①から④までの整備補修費の合計額は200万円以上であることが必要です。

ただし、経常的なものは除きます。



主ポンプの分解補修 (羽根車等の整備補修)



ポンプの整備補修、電動機交換



除塵装置の分解補修、塗装

2 ダム、頭首工及び樋（水）門

ダム、頭首工、樋（水）門及びこれらの施設の機能を保持するために設置された除塵装置等の附帯施設を一体として1施設として扱います。

（態様）

- ①門扉、開閉装置の塗装、補修
- ②門扉のワイヤーロープ、水密ゴム等の交換
- ③電気系統の補修
- ④観測、通信通報用施設の補修

⑤その他

（除塵装置、インクライン、キャットウォーク等の
塗装、補修及び防塵ネット、エプロン、水叩部、
護岸、操作室の建屋、フェンス等の補修

（説明）

①から⑤までの整備補修費の合計額は200万円以上であることが必要です。

ただし、経常的なものは除きます。



門扉の塗装



扉体の分解補修



巻上機の整備補修

3 ため池

ため池及びため池の機能を保持するために設置された除塵装置等の附帯施設を一体として1施設として扱います。

(態様)

- ①取水ゲート、土砂吐ゲート、開閉装置等の塗装、補修
- ②堤体の補修、堆積土砂の浚渫
- ③電気系統の補修

④その他

(観測、通信通報用施設、防塵ネット、操作室の建屋及びフェンス等の補修)

(説明)

①から④までの整備補修費の合計額は200万円以上であることが必要です。

ただし、経常的なものは除きます。



堆積土砂の浚渫



堤体(護岸)の補修



堤体・遮水シートの張り替え

4 用排水路

1 路線を 1 施設とし、分水工、除塵装置等は用排水路に附帯する構造物として一体として扱います。

(態様)

①開水路

- ア 護岸、床張、分水工、落差工等の塗装、補修
- イ 1 路線の一部につき、土水路をコンクリート水路、柵渠等にする改修
- ウ 浚渫であって、数年間隔で堆積土砂の除去を機械力で行うもの

エ その他

(除塵装置、フェンス等の塗装、補修)

②管水路

管水路の破損部分の交換、補修、塗装、ジョイントの補修等

(説明)

①及び②の整備補修費の合計額は200万円以上であることが必要です。

ただし、経常的なものは除きます。



水路の目地補修及び表面被覆工



土水路の改修 (法止めを兼ねた水路の改修)



管水路 (水管橋) の補修・塗装



分水工 (水位調整ゲート) の塗装



管水路 (漏水箇所) の補修

5 畑かん施設

同一配水系統に属する送水管、撒水制御装置、揚水機等を一括して1施設として扱います。

(態様)

- ①揚水機、空気圧縮機、撒水制御装置等の機器類及び電気系統の補修
- ②送水管、給水栓、電磁弁の補修、更新

(説明)

①及び②の整備補修費の合計額は200万円以上であることが必要です。

ただし、経常的なものは除きます。



圧力タンクの補修、塗装



ファームポンド 漏水部の補修



加圧ポンプの更新



減圧弁の補修



ポンプ制御盤の更新



空気弁の更新

II 設備改善

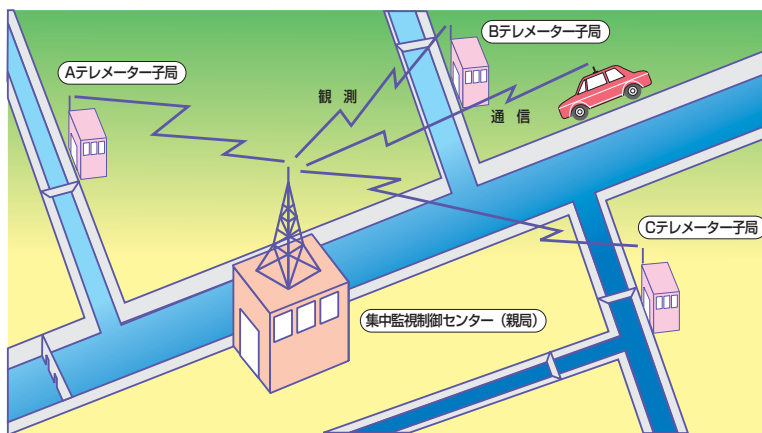
1 観測用及び通信通報用設備

(態様)

- ①テレコン、テレメーター、水位計、流量計等の観測、自動制御機器類の新設、増設、更新
- ②無線電話等通信施設（基地局、移動局）及び警報施設の新設、増設、更新

(説明)

- ①及び②の設備改善費の合計額は200万円以上であることが必要です。
- ただし、経常的なものは除きます。



監視制御機器の更新



水位計測器の更新



流量計の更新



監視カメラの設置

2 流木処理用設備等

(態様)

- ①自動巻上除塵機、バースクリーン等の流木処理施設の新設、増設、更新
- ②防塵ネットの新設、増設、更新
- ③頭首工、揚水機場、ダム、ため池、水路のフェンスの新設、増設、更新（原則、本体と一体的に実施）
- ④使用電力節減のための機器の更新（変圧器、動力機、高効率ポンプ等）

- ⑤管理の効率化のための水門等開閉機器の自動化への更新

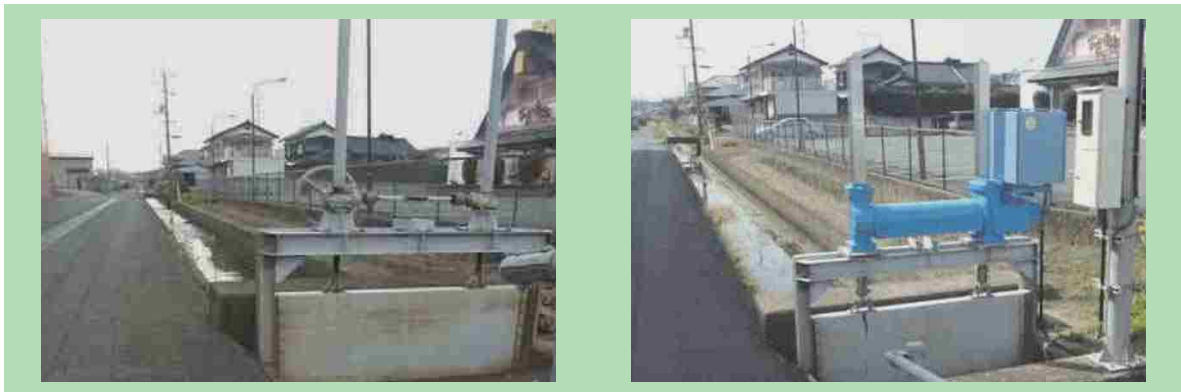
(説明)

①から⑤までの設備改善費の合計額は200万円以上であることが必要です。

ただし、経常的なものは除きます。



スクリーンの整備補修で管理作業を軽減



開閉機器の自動化



高効率型モーターへの更新

Ⅲ 定期的な整備補修を必要とする数個の施設の整備補修の態様

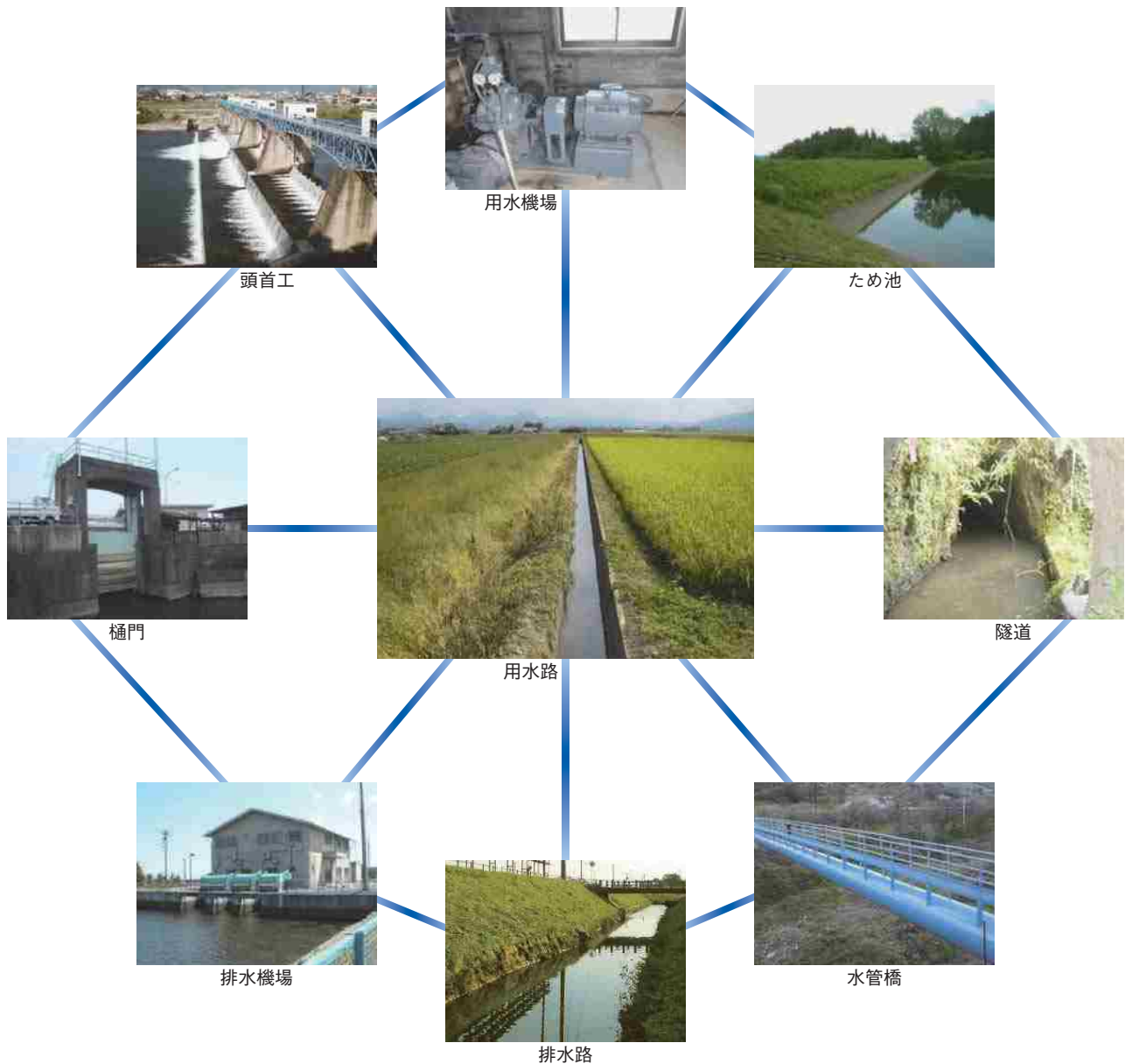
下記の態様は例示であり、それぞれの施設を連動して操作する必要がある等の有機的な関連がある場合には、それらの施設を組み合わせて適正化事業に加入することができます。

また、数個の施設の整備補修費の合計が200万円以上あることが必要です。

ただし、経常的なものは除きます。

- ①頭首工と頭首工
- ②揚水機場と揚水機場
- ③樋水門と樋水門
- ④頭首工と揚水機場
- ⑤頭首工と樋水門
- ⑥揚水機場と樋水門
- ⑦頭首工と水路
- ⑧揚水機場と水路

○農業水利施設のネットワーク



施設改善対策事業実施の例示

水田地域において、高収益作物を導入し、産地形成を行うために必要となる揚水機場、水路、水管理制御設備等の整備を1施設又は一体として扱います。

①揚水機場

ポンプ設備のオーバーホール、インバーター化等の整備補修

②水路

ア 水路の浚渫、漏水防止、部分的なパイプライン化等の整備補修

イ 分水施設、合流施設及び調整施設の自動化・電動化等の整備補修



③水管理制御設備

水管理制御施設の高度化等の整備補修

④その他特に必要と認められる用排水施設の整備補修

(説明)

①から④までの事業費の合計額が200万円以上であることが必要です。

ただし、経常的なものは除きます。



安全管理施設整備対策事業実施の例示

農業水利施設への転落事故の防止を図るため、安全管理施設整備計画に基づき実施する安全管理施設の整備補修を、1施設又は一体として扱います。

①開水路及び水路諸施設周辺への立入り並びに危険区域への立入りを防止するためのフェンス、ハンドレール、通行止門扉等の整備補修

②車両等の転落防止のための防護柵、フェンス、ハンドレール等の整備補修



③農業水利施設への転落事故の防止を図るための蓋の整備補修

④その他農業水利施設への転落事故の防止を図るための安全管理施設の整備補修

(説明)

①から④までの事業費の合計額が100万円以上であることが必要です。(緊急整備補修の場合は、この限りではありません。)、ただし、経常的なものは除きます。



緊急整備補修の概要

1 緊急整備補修とは

緊急整備補修は、適正化事業の特例として、下記の理由により施設の整備補修を緊急的に実施する必要がある場合、当該年度に一括して拠出し、整備補修を実施するものです。

なお、緊急整備補修は、適正化事業の一環として実施されますので、助成及び実施の手続きは、通常の適正化事業と同様です。（安全管理施設整備対策事業において緊急整備補修を実施する場合は「安全管理整備計画」を策定する必要があります。）

- (1) 予測し得ない事故等の発生により緊急に対象施設の整備補修をする必要がある場合。
- (2) 農村地域の都市化、混住化及び施設管理者の高齢化の進展等に伴う施設管理体制の著しい低下により、予定年度を早めて整備補修を実施する必要がある場合。

2 緊急整備補修の仕組み方

- ① すでに適正化事業に加入している地区で、実施計画の年度を早めて緊急整備補修を行うことがで

きます。

この場合は、緊急整備補修を実施する地区に代わって、新たに別の地区を計画し、加入させる必要があります。

- ② 現在、適正化事業に加入していなくても、管理専門指導員の診断の結果、加入時期を後年に予定していた施設等において、実施計画を立てて、緊急整備補修を行うことができます。

3 資金拠出の方法

2-①の場合、緊急整備補修を実施する土地改良区等は、当該整備補修の実施年度以降に拠出を予定する金額を当該年度に一括して拠出します。

2-②の場合、当該年度に一括して拠出します。

4 安全管理施設の緊急整備補修

安全管理施設を緊急整備補修で行うことができます。

この場合は、「安全管理施設整備計画」を策定する必要があります。



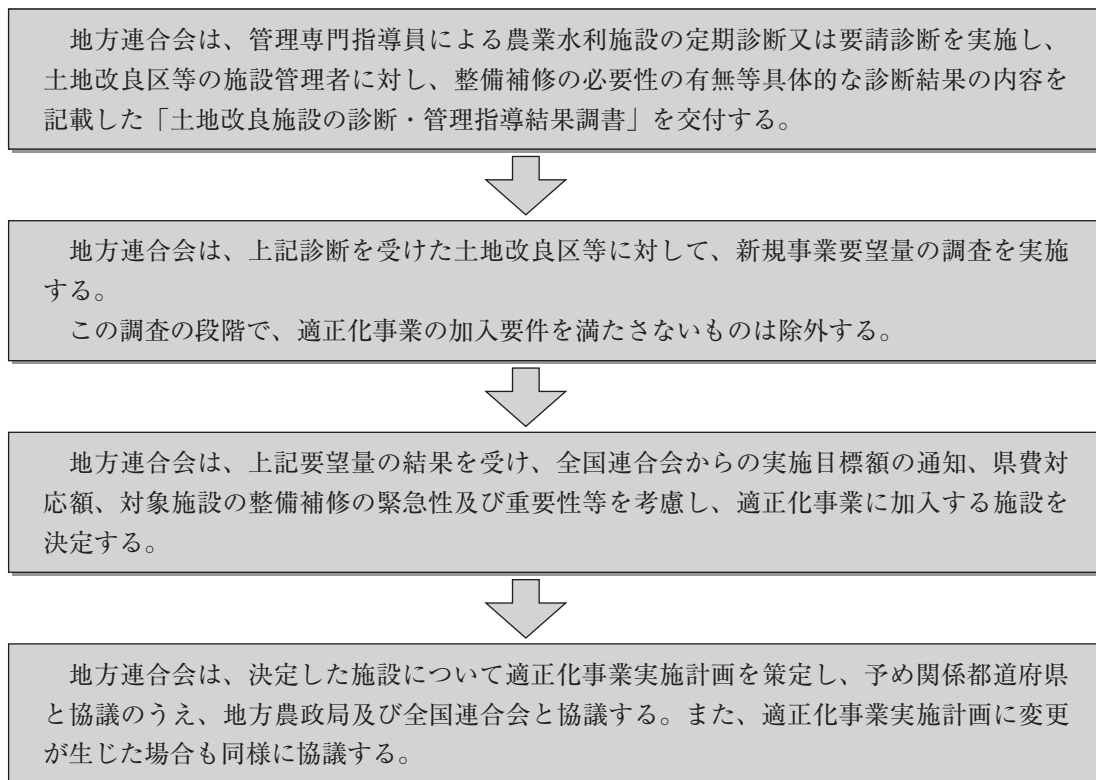
◆緊急整備補修の実施パターン◆

適正化に加入している地区で、実施年度を早めて緊急整備補修で行う場合は、A土地改良区に代わってB土地改良区の施設をH30年度加入地区として、H33年度実施とする計画を立てます。

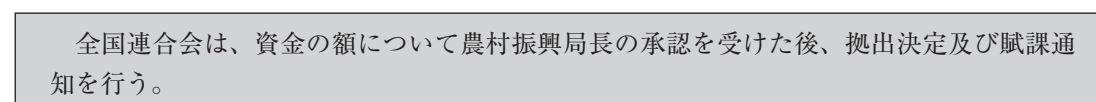
| 加入年度 | 土地改良区等名 | 変更前後の区分 | 施設名 | 整備補修内容 | 左の実施予定年度別事業費 | | | | | 変更等の理由 |
|--------|---------|---------|------|---------|--------------|------|-------|------|------|----------|
| | | | | | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 34年度 | 35年度 | |
| 30 | A改良区 | 前 | 揚水機場 | ポンプの更新 | | | 5,000 | | | |
| 緊急整備補修 | A改良区 | 後 | 揚水機場 | ポンプの更新 | 5,000 | | | | | 運転不能 |
| 30 | B改良区 | | 水路 | 水路の整備補修 | | | 5,000 | | | 代替の施設を加入 |

適正化事業の加入から事業竣工までの流れ

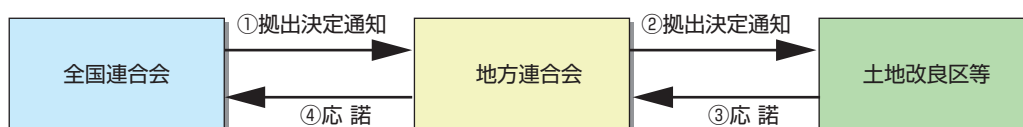
(1) 適正化事業への加入（前年度までに）



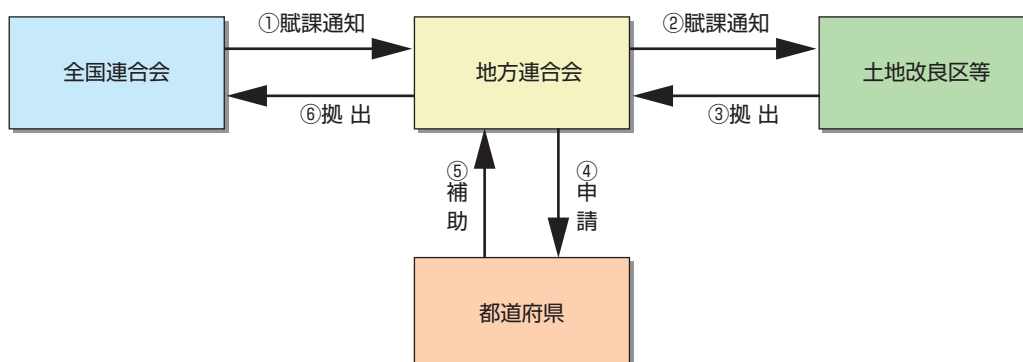
(2) 資金造成について



● 拠出決定通知と応諾

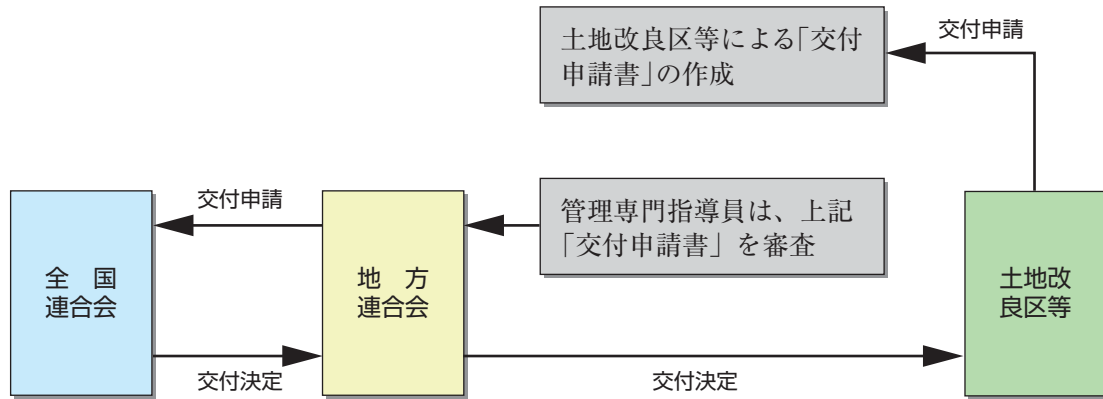


● 賦課通知と資金の拠出



(3) 事業実施と交付金の交付

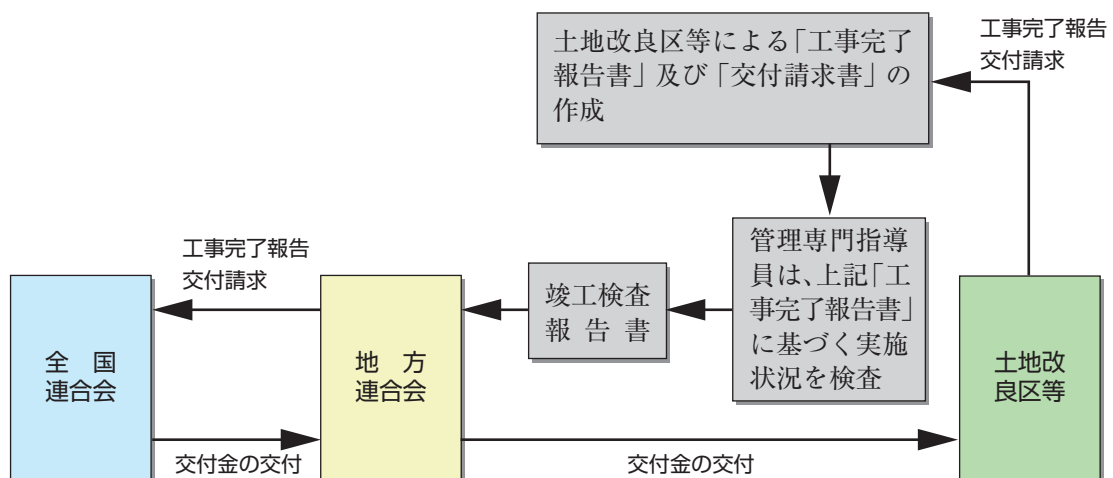
① 適正化事業による施設の整備補修を実施する場合の手続き（交付金の申請と決定）



② 適正化事業による施設の整備補修の実施（土地改良区等）



③ 工事の完了報告及び交付請求



みんなで守ろう地域の資産

土地改良施設

育てよう自助的努力

適期・的確な施設の管理

小さな投資で大きな効果

適正化事業



全国水土里ネット

(全国土地改良事業団体連合会)

中央土地改良管理指導センター

(平成31年3月)

〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目7番4号
砂防会館別館4階

TEL. 03-3234-5125 FAX. 03-3234-5670

■適正化事業の実施については、都道府県土地改良事業団体連合会にご相談ください。